



環 第 1 9 6 号
平成 2 9 年 6 月 3 0 日

廃棄物対策課長 様

環境政策課長

石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について（通知）

このことについて、環境省水・大気環境局大気環境課長から別添のとおり通知がありました。

本県における石綿含有仕上塗材の大気汚染防止法上の取扱いは下記のとおりとしますので、関係業界団体に周知していただきますようお願いします。

なお、県内関係機関には別添（写）のとおり通知をしています。

記

- 1 吹付け工法により施工されたことが明らかな場合
大気汚染防止法施行令第3条の3第1号の「吹付け石綿」に該当するものとして取扱う。このため、これら石綿含有仕上塗材に係る建築物等の解体・改造・補修に際しては、特定粉じん排出等作業の実施の届出、作業基準の遵守等が必要となる。
- 2 吹付け工法により施工されたかどうか不明な場合
石綿含有仕上塗材を「吹付け石綿」とみなして、1と同様に、特定粉じん排出等作業の実施の届出及び作業基準の遵守等が必要となる。
- 3 吹付け以外の工法（ローラー塗り等）で施工されたことが明らかな場合
特定粉じん排出等作業の実施の届出は不要であるが、大気汚染防止法施行規則第16条の4の作業基準に準じた適切な飛散防止措置を講じる。



担当：大気環境G 佐川・土江
TEL：0852-22-6784 FAX：0852-25-3830
Email：tsuchie-kazushi@pref.shimane.lg.jp